

匝瑳市環境審議会 議事概要（要旨）

第1 日時

平成23年9月22日（木） 午後1時30分～午後3時10分

第2 場所

市民ふれあいセンター 第1会議室

第3 出席者

○太田安規市長

○委員

秋葉信一委員、石田健治委員、伊藤照子委員、梅原一郎委員、片岡正裕委員、
鎌形利一委員、熊切清委員、佐藤正雄委員、竹澤まさ子委員、富田照委員、
南波隆委員、林義雄委員、稗田正治委員、福家邦夫委員、渡辺博史委員

以上15名（50音順） 欠席委員 なし

○事務局

鈴木課長、佐久間副主幹、加瀬副主査 以上3名

第4 議事次第

1 開会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 委員紹介

5 議事

（1）会長及び副会長の選任について

6 その他

（1）「匝瑳市環境基本計画」について

（2）その他

7 閉会

第5 議事概要（要旨）

別紙のとおり

1 開 会

2 委嘱書交付

太田市長から各委員に委嘱書の交付を行った。

3 あいさつ

環境審議会会議の開催にあたり、太田市長から挨拶を行った。

(あいさつ後、太田市長は所用により退席)

4 委員紹介

事務局から委員紹介として、委員の区分及び所属等について紹介を行った。

5 議事

(仮議長：梅原委員)

委員委嘱後初の審議会会議で会長不在のため、前会長・梅原委員を仮議長として議事進行を行った。

(1) 会長及び副会長の選任について

会長及び副会長の選任にあたり、仮議長から委員に対して推薦を求めたところ、委員から事務局腹案について要請があり、事務局腹案として、会長に伊藤照子委員、副会長に林義雄委員を提案した。

議長から事務局腹案について委員の承認を求めたところ、全員一致で承認され、伊藤委員、林委員ともに承諾した。

これにより、匝瑳市環境審議会会長に伊藤照子委員、匝瑳市環境審議会副会長に林義雄委員を選任した。

6 その他

(1) 「匝瑳市環境基本計画」について

平成23年3月に策定した「匝瑳市環境基本計画」の概要について、事務局から説明した。

説明後、質疑について委員に求めたところ提出されなかったため、(2)そ

の他に関する質疑と併せて求めることとした。

(2) その他

環境生活課で所掌する業務の概要について、事務局から紹介をした。

その後、事務局・鈴木課長から次の事項について補足説明を行い、質疑・意見等を求めた。

①環境基本計画について

今年3月に計画策定となったが、今後はいかに計画を実践していくかが重要である。計画策定段階では、実務者レベルでの環境対策連絡会議専門部会、関係課長等で構成する環境対策連絡会議において検討をしてきた。今後は、これらの段階において、評価及び進め方等について議論したいと考えており、達成状況を含めそうした議論を取りまとめた中で、審議会に諮り提言いただきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

計画は策定段階から実践段階に移していくことは難しいものであり、市民及び事業者に行っていただきたい取り組みと、市が行うべき取り組みに分けられるが、市の中で推進について議論した中で事業者あるいは市民に様々な面で協力いただくこともあるがお願いしたい。

また、計画策定の周知に関し、直後の震災の影響等により市広報紙には未掲載であるので、11月号において掲載を検討しているところである。

②広域ごみ処理施設について

現状、建設用地としては未定だが、有力な候補地として銚子市野尻町が選定されている。そのために、東総広域市町村圏事務組合施設整備課が担当窓口となり、地元関係町内会16町内会に説明をさせていただいている状況である。町内会の中には、独自の勉強会や協議会の立ち上げを進めているところもあるが、具体的に同意を得ている町内会はない。

しかしながら、現実問題として、松山清掃工場も老朽化により多額の補修費をかけながら運転しているのが実情であり、あまり先延ばしは出来ない状況である。そうした中で、施設整備課においても、基本協定の締結について今年10月末に期日を設定し、同意に向けてお願いをしている。ただし、基本協定を締結しても、本協定締結まで数年かかる見込みであるので、道のり

は長いと考えている。

③匝瑳市きれいなまちづくり条例に基づく功労賞の制度紹介について

環境美化に尽力された団体又は個人を褒賞する目的で、「きれいなまちづくり賞」を設けているのでこの場で紹介したい。近年、賞の対象となった団体が無いとのことなので、そうした団体についての情報があれば環境生活課へ提供いただきたい。

(以下、質疑等)

○委員

資料3・12ページに「(3) EMによる水質浄化事業」とある。私の自宅は大利根用水のすぐ近くにあり、週に1回EMを配布していただいている。

大利根用水には市街地からの雑排水が流入し、特に夏場は悪臭がひどく、困っていたところ、行政側から個別配布や水路への放流がされ、現在は臭いがなくなった。

それだけ効果が見られるものなので、より一層市民へ普及してもらいたいことと、2リットルで原価はどの程度なのか伺いたい。

私個人的には無料配布でなくても構わないと思う。有料であっても臭いなくなるのであれば、半額負担など様々な方法を検討していただき、広く市民に配布できるようお願いしたい。

○事務局

EM原価に関しては、EM原液10リットルで17,000円程度、1回の培養で200リットル作成し、そのうち原液使用量は2リットル、全体の1%となるので、配布2リットル分でおおよそ170円程度となります。

商店街へ行くと側溝などから独特の臭いがすることがあるため、試験的に街中の側溝への放流も可能かと思われますので、検討していきたいと考えています。

○委員

資料3・4ページに「2環境測定事業」とあり、水質検査やダイオキシン測定とあるが、1回の測定でどの程度の費用がかかるものか。

○事務局

1回測定ごとの費用を算出することは困難ですが、公共用水域では、河川、湖沼及び地下水全てで年間委託額約130万円であり、これは競争入札後の契約額です。

○委員

資料3・10ページ「2不法投棄対策業務」に関連して、道路沿いの農地へのごみ捨てが目立ち、農家の立場からは「なぜ自分が処理しなければならないのか」と思うこともある。利益を得ていない捨てられた側がごみの処理をしなければいけなく、これは利益を得ている業者や消費者が本来負担すべきものではないか。普段から汚くしているわけではなく、田植え後の水田でも捨てられていることもあり、これが現状である。この問題は、匝瑳市だけに限らず、全国的な問題であり、社会正義に反する行為ではないかと思う。

聞く所によると、飲料水メーカー等がデポジット制度に反対しているらしいのだが、県等において制度の導入等について発言していただきたい。ポイ捨てごみの問題は小さなことではあるが、ひとつ新しい啓蒙・啓発活動などインパクトのある取組みを行っていただきたい。

○事務局

今の発言については、貴重なご意見として受け止めさせていただき、県あるいは清涼飲料水メーカーの協議会等があるようですので、話をさせていただきたいと考えます。

ポイ捨てされるごみは、通勤・帰宅時に自販機等で購入し、飲み終わったら地元で捨てるということもあるでしょうから、ある意味、事業所に対してもお願いをすべきかと考えられます。いずれにしてもご意見をいただきましたので、様々な形で検討させていただきたいと考えます。

○委員

昨日台風が通過し、堀川浜から木戸浜までの間の海岸侵食がより進行しているようである。海岸侵食は、市だけで対処できるレベルの問題ではないので、国や県に要望する形にはなろうかと思うが、環境保全の意味で、審議会としての意見の提言等、何らかの取り組みができないだろうか。

○事務局

ただいまのご意見については、環境基本計画中では50ページにおいて、「関係機関と連携しながら、九十九里浜の自然環境補保全に努めます。」と記載しているところです。先般の市議会においても、議会から県知事あるいは国に対して請願が出された経過があり、それ以前にも、様々な形で国、県にも要請していたところです。

いずれにしても安全面だけでなく多様な面で重要な部分ですので、皆が共通認識を持って対応していく必要があるかと考えられますのでよろしくをお願いします。事務局でも十分に含めさせていただきたいと考えます。

また、場合によっては、環境に関する実情を把握するための視察も有効かと考えられますので、会長及び副会長と相談した上でとなりますが、その点も含めて検討させていただきます。

(熊切委員 所用により退席)

○委員

資料3・3ページ「4動物適正管理事業」に関連して、飯塚地区の開畑地域に犬を数十頭飼育している人物がおり、この事業で何とかしていただけるとありがたい。

○委員

犬の飼い方について指導等を行うのは保健所であり、警察がいきなり行って指導等を行うことは難しい。

まずは保健所が指導等をし、飼い主がその指導に違反や従わない場合に保健所から警察に告発を行い、その告発に基づいて警察が捜査を行うという段階を経ることとなる。まず第一に、保健所からの指導を徹底してもらう必要がある。

○事務局

ただいま犬の多頭飼育に関する意見がありましたが、いずれにしても保健所と連携して取り組んでいく必要があると認識していますので、この会議の場において意見が出されたことについて保健所へ伝えていきたいと考えます。

○委員

これまでに何点か意見が出されたが、解決云々ではなくどのような状況になっているか、次回会議の場において経過を報告していただきたい。せっかく会議で出された意見であるので、次に繋げていただけるとありがたい。

○委員

ごみの野焼きに関して、現在では禁止されているが、近所で紙などのごみを燃やしている家庭がある。最近、防災行政無線を通じたごみの野焼き禁止に関しての放送をしているが、このお宅では、放送後しばらくは野焼きを控えるものの、少し日数が経つと再開する。

同じ文言で放送するよりも、少し内容を変えて身近な表現等を使用して放送すると効果があるのではないか。防災行政無線を通じての広報は大変良いことだと思うので、引き続きお願いしたい。

○委員

昔であれば水田から立ちのぼる煙は、城から城主が見ていて経済が潤っていることを示していた。今は、法令で燃やすことは禁止となっているが、農業上のものは例外的に除外されている。

各市町村の条例を拝見してみると、野焼きは禁止されているが、罰則まで

は規定されていない。特に、農業上のモミ殻等については、非常にデリケートな問題である。

(片岡委員 所用により退席)

○委員

そもそも野焼きはなぜ禁止なのか。

ダイオキシン問題というのが、まずあるだろうが、例えば、家で刈り取った草などを野焼きする場合は違法になって、風呂を炊くために燃やす場合は燃料になるので適法となる。同じことをやっているものの、なぜ一方が野焼きで一方が風呂焚きとなるのか。一時のダイオキシン騒ぎの中で、法律上禁止されてしまったが、その辺から正していく必要があるのではないか。

ただし、住宅地内での野焼きをしては臭いや灰が発生するし、道路の視界を遮るような大規模なものは別問題として、分けて考える必要がある。

○事務局

先ほどの〇〇委員の意見は仰るとおりであります。〇〇委員の意見としては煙などにより実感として大変である、被害を被っているということでもありますので、我々としても努力していきたいと考えます。

先日、私用で県道を走行中、煙で見通しが利かなくなるほどの火勢で水田の野焼きを行っている場面に遭遇し、あまりに酷かったために野焼きをしている人物に注意を促しました。農林水産に係るものは例外的に取り扱いをされていますが、かといって無条件に許されるものではないので、常識的な範囲で、〇〇委員の言われるような整然とした理論も場合によっては示しながら周知をしていきたいと考えています。

環境問題は大きな問題から個々の事案まで、幅広く含まれています。一般市民にとっては個々の事案が切実な問題であることは行政としても理解していますので、小さい問題であってもご意見をいただければと考えます。今後もし何かありましたら、環境生活課までご連絡いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

《その他意見等なし》

7 閉 会

以 上